

## 事例 ②

### 「ノルマが達成できなかった」ことにより、「うつ病エピソード」を発病したとして認定された事案

Bさんは、周辺地域でも大きな家電製品等販売店の支店長に就任し、管理職として支店の営業予算達成のための対外的な折衝等の業務を行っていたが、就任後から担当店の売上げが目標額に届かなくなり、本社から目標達成を強く求められていた。そのような中、最大顧客を他社に奪われそうになり、休日労働も含めた相当の時間外労働の下、これを食い止めるため必死に取り組んだが、一方で複数の部下が急遽転職する等あり、周囲からの協力も得られず、失敗した。このような出来事発生から5か月後、抑うつ気分、食欲低下などの症状が出現し心療内科を受診したところ、「うつ病エピソード」と診断された。

本件は、以下のことから、労災認定されました。

- ① ICD-10に照らして、「F32 うつ病エピソード」を発病していることが認められる。
- ② 売上げが目標額に達成しなかった出来事は、判断指針の「ノルマが達成できなかった」に該当し、心理的負荷の強度はⅡと評価される。
- ③ 出来事後の状況については、ノルマ達成のため、顧客確保のための困難な折衝と責任を一人で負い、休日労働も含めた相当の時間外労働の下、周囲からの支援がなく業務に従事せざるをえない状況が発生していることから、「特に過重」と評価される。
- ④ ②及び③より、精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷があったと判断される。
- ⑤ 発病直前に妻が交通事故で軽傷を負ったが、その他に業務以外の心理的負荷及び個体側要因はいずれも顕著なものはなかった。

